

## 退学・停学その他の処分の基準の設定

### 作新学院大学学則（抜粋）

（懲戒）

第 59 条 学生が本学の規則若しくは命令に違反し又は学生の本分に反する行為があった場合には、当該学部教授会に意見を求めて、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学期間は修業年限に算入しない。ただし、停学期間が短期の場合は、修業年限に含めることがある。

5 懲戒について必要な事項は、別に定める。